

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人からの「平成 23 年 3 月 19 日、長崎新聞 22 面に報道されている『議会根回しリスト』あるいは『議会根回し点検表』」との公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、長崎県情報公開条例(平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。)の規定により長崎県知事(以下「実施機関」という。)が行った部分開示決定を取り消し、改めて公文書不存在による不開示決定を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 23 年 3 月 20 日付けで、条例第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「長崎県議会議員名簿(庁内用)」(以下、単に「議員名簿」という。)を特定し、平成 23 年 3 月 23 日付けで異議申立人に対し、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に対し通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 23 年 4 月 2 日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「不服申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

情報公開開示請求は、長崎県知事に対してなされたものであり、人事課に対

してではない。

長崎新聞で報道された「議会根回しリスト」は県の他の課にあると思料される。担当課からの決定通知を求める。

開示しない部分の県議会議員の住所、電話番号等は他の資料により公開されておりこの通知で不開示とするのは全く理解できない。

「議会根回しリスト」が県が言うように長崎県議会名簿であれば長崎新聞があのように大きく報道することはあり得ない。

「議会根回しリスト」は県職員が県議会各派の控室を回るものであり、各会派の主な議員に事前に説明するために作成する文書と想定される。

対象文書の特定に誤りがある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

県議会への事前説明については、議会での議論を深めてもらうという趣旨があり、議員名簿をもとに、議員に連絡をしている。とくに「議会根回しリスト」あるいは「議会根回し点検表」（以下、単に「根回しリスト」という。）を作成している訳ではなく、議員名簿を根回しリストとして利用しているものであり、議員名簿が根回しリストそのものである。

議員名簿には、各議員の選挙区、氏名、住所、電話番号・FAX番号、携帯電話番号、連絡先の各項目が記載されている。

2 部分開示とした理由

(1) 不開示とした情報について

本件処分において不開示とした情報は、議員名簿に記載された項目のうち、「住所、電話番号・FAX番号、携帯電話番号、連絡先」である。

(2) 不開示とした理由

上記(1)の不開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。なお、氏名については、テレビ、新聞、ホームページなどによって広く公開されている内容であることから、開示している。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象文書について

実施機関は、県職員が議員名簿を根回しリストとして個人的に利用しているも

のであり、議員名簿が根回しリストそのものであるとして、議員名簿を対象公文書として特定したと認められる。

実施機関の説明によると、議員への事前説明に当たり、チェックするためのリストとして議員名簿を利用しており、使用後は、通常、処分されるということであり、その利用目的からすると、実施機関の説明に格別不合理な点は認められない。

本件開示請求の内容にある新聞記事には、「総務部長の発言により根回しリストの存在が明らかとなった」旨記載されていることから、実施機関において発言の趣旨を当時の総務部長（以下、単に「総務部長」という。）に確認したところ、総務部長は議員名簿を根回しリストとして使用したものであり、また、総務部長が使用した根回しリストそのものはすでに処分し、保有していないということであった。

このことについて審査会において検討するに、議員名簿は県職員が県議会議員への連絡用に一般的に使用しているものであり、本件開示請求の趣旨である根回しリストとして限定的な目的に使用されたものと同一視することはできない。そうすると、総務部長は実際に根回しリストとして使用された議員名簿を現に保有していないのであるから、本件対象文書は存在していないと判断せざるを得ない。

なお、条例第2条第2号は、条例により開示請求の対象となる公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

根回しリストそのものは、あくまで個人の利用にとどまるものであり、また、使用後の根回しリストは、実施機関において共有したり、保管するといったことはなされておらず、通常は処分されるということである。

こうした実態に鑑みると、仮に総務部長が根回しリストを保有していたとしても、使用後の根回しリストが、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（組織共用文書）に該当するということはいふことはできない。

また、「長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準（平成14年3月20日制定）」において、「職員が自己の職務の遂行の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写し」は「組織的に用いるものには当たらない」と解されている。こうしたことから、本件対象文書は組織共用文書には該当せず、条例第2条第2号の「公文書」の要件を満たしておらず、したがって、実施機関は、本件開示請求の趣旨に合致する公文書を保有していないと認められる。

3 本件処分の妥当性

上記のとおり、実施機関は、本件開示請求の趣旨に合致する公文書を保有していないのであるから、実施機関、異議申立人双方が述べている主張について検討するまでもなく、本件処分を取り消し、改めて公文書不存在による不開示決定を行うべきである。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 4 月13日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成23年 4 月28日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成23年 5 月14日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成23年 6 月27日	・ 審査会（概要説明及び実施機関から意見聴取）
平成23年 8 月26日	・ 審査会（審査）
平成23年 9 月30日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
今 福 雅 彦	長崎新聞社総務局長	
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 グ リ ー ン ク ラ フ ト ツ ー リ ズ ム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	